令和元年度特別部会報告書（案）「淫らな性行為及びわいせつな行為の禁止について（見直しの検討）」

第５回特別部会　資料２

|  |  |
| --- | --- |
| **検討項目** | **内　容** |
| ４．（２）  ①現行規定の趣旨・目的について | ・本規定の趣旨・目的は、青少年の性を弄ぶ心ない大人から青少年を保護し、行為者の社会的責任を追及するとともに、青少年に正しい性意識を持たせる一助とするために設けられたものである。これを踏まえ、規制の在り方について青少年の性的尊厳の不可侵性、それが侵害されたかという観点から議論すべき。  ・一定の年齢（義務教育を終えた概ね16歳）以上の青少年についてはそれ未満の青少年と比べると判断能力が一定程度高いと考えられることから、性的自己決定権を認めるべきという意見がある一方、見かけ上は青少年自身が同意した性的行為であっても、大人側からの巧みな誘いによって、未熟さに乗じて同意させられている状況は１６歳以上の青少年についても同様であるため、青少年はその年齢に関わらず判断能力が未熟な状態であることを前提に考えるべきとの意見が多くあった。  ・青少年の性的自己決定権は尊重すべきであるが、その自己決定権をうまく行使できずに被害に遭っている児童がいるのであれば、不当な手段によるもの、あるいは青少年の性を弄ぶことを目的とするような性的な行為からは、青少年の心身に有害な影響を及ぼすものであるとして年齢の区切りなく保護すべきという考えが多く上がった。 |
| ４．（２）  ②規制範囲について | ・条例が制定された昭和59年当時はインターネットや携帯電話が普及する前の時代である。規制の範囲については、主に直接面識のある人間関係の中で行われる性的な行為を想定しており、そういった関係の中では、性的な行為をするか否かを青少年が主体的に判断しやすい状況であったと考えられる。  ・しかしながら、現状では青少年がSNS上で親密な人間関係を築いたうえで相手と実際に会ったり、ネット上の情報を信じて「自分は大丈夫」と過信して性被害に遭ってしまうという事例が発生している。ネット上での想定と現実との違いに戸惑いながら、流されるままに性行為等に至ってしまうという被害状況について条例制定当時は想定されておらず、このような社会環境の変化による被害の形態の変化も考慮すべき。  ・規制範囲を考える上では、青少年は心身ともに発達途中であり、判断能力が未熟であることを考慮すべきである。青少年は未成熟ゆえに性行為を行うことの重大さを認識していない場合もある。また、利益供与等がなくSNSで性的な興味をひくようなやり取りをした上で青少年から大人に性行為等を持ちかけた場合であっても、性的な興味をひくように大人側が仕向けている場合もある。青少年は判断能力が備わっておらず、性的自立ができているというわけではない。青少年は未成熟ゆえに応じてしまっているのであり、形式的には青少年側から積極的に働きかけた場合であっても、大人側には性的欲望を満足させるための対象としてこれに応じてはならない責任があることを明確にすべき。 |
| ４．（２）  ③構成要件について | ・青少年を単に性的欲望の対象として扱っているものは青少年の健全な育成には影響のある事案であるが、このような事案では行為者による威迫し欺き又は困惑させる行為が認められない場合もある。要件を限定的にするあまり、条例の趣旨からすると処罰すべき事案を処罰できないといったことがないように構成要件を広めるべき。  ・威迫し欺き又は困惑といった手段を用いて性的な行為を行ったことを行為者が否認した場合は、被害に遭った青少年側の証言の必要性が生じる場合がある。被害に遭ったことで精神的に不安定になっている上、ましてや心身ともに未熟な青少年にとっては供述が困難なこともあると想定されるばかりでなく、被害状況を詳細に供述することは大きな負担となる。被害者である青少年への負担が軽減されるよう配慮する必要がある。  ・昭和60年最高裁判決では、いわゆる「淫行」とは、行為者の性的意図を問うものではなく、客観的に青少年を単に自己の性的欲望を満足させる対象として扱っているとしか認められないような行為を包括的に定義しており、その例示として、青少年を誘惑し、威迫し、欺罔し又は困惑させる等その心身の未成熟に乗じた不当な手段により行う性交又は性交類似行為を示していると解される。前述の規制の範囲や構成要件についての検討を踏まえれば、最高裁判決に準じた規定とするのが適当である。  ・青少年の性的自立を一定程度認めた上で、刑法の準強制わいせつ罪を緩めた「抗拒困難に乗じて」等の規定としてはどうかという意見もあったが、「抗拒」を用いた規定にすると、相手からの働きかけに抵抗するという態様と受け止められ、適用範囲が狭く解釈されかねないといった意見や、行為者と被害者のどちらの働きかけによる行為であったか明確に分からない場合に、規制の対象外になってしまう懸念があるとする反対意見が多数を占めた。  ・現行条例で規定されている「威迫・欺き・困惑」を要件とする行為は、暴行・脅迫要件の緩和等の刑法改正が行われた場合には刑法の規制対象になり得るものであり、また同意なき性行為やわいせつ行為は2年を上限とする条例よりも重い可罰性のある行為であると言える。一人でも多くの青少年を性犯罪から守るという観点から条例を改正し、処罰の適用範囲を広くすべきとの考えから国において性犯罪に関する議論がなされている中で、条例改正を検討するのは議論の流れに矛盾した行為とも受け止められかねない。 |